

福岡市立児童心理治療施設に係る指定管理者選定・評価委員会傍聴要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、福岡市立児童心理治療施設に係る指定管理者選定・評価委員会に関する要綱第 6 条の規定に基づき、福岡市立児童心理治療施設に係る指定管理者選定・評価委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴の手続)

第 2 条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、受付において傍聴する旨を係員に申し出て、係員の指示に従い、傍聴席に着かなければならない。

(定員等)

第 3 条 委員会の会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、あらかじめ委員会の委員長（以下「委員長」という。）が定めるものとする。

2 委員長は、傍聴席が満員のときは、傍聴人の入場を制限することができる。

(入場ができない者)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) ポスター、ビラ、拡声器その他会議若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人が守るべき事項)

第 5 条 傍聴人は、委員会の会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (6) たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第 6 条 傍聴人は、会議場において写真等を撮影、又は録音をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第 7 条 傍聴人は、委員会が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、速かに会場から退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第8条 委員長は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が、この要領の規定に違反したときは、委員長は、傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、委員長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度委員長が決するものとする。

附 則

1 この要領は、令和元年6月21日から施行する。

2 この要領は、令和7年3月31日限り、効力を失う。